

(1) 機械レンタルの強引な勧誘にご注意！

地域包括支援センターから情報が寄せられました。

85歳の高齢者宅に、業者が訪れて「パチンコの機械を105万円で購入してレンタルしたら儲かるので、5万円をすぐに払え」とすごんで3時間ほど帰りませんでした。相談者が仕方なく1万円を渡したところ「後で残りの104万円を取りに来る」と言われたため、怖くなって地域包括支援センターを通じて消費者センターに相談したとのこと。

消費者センターがクーリング・オフについて助言したところ、1万円は返金されました。

うまい話はありません。強引な勧誘や契約トラブルでお困りの場合は、一人で悩まず、大阪市消費者センターにご相談ください。

(2) 迷惑駐車のお詫びの清掃が、屋根工事の契約に！？

高齢者の家の周りに駐車をしていた業者が、「迷惑をかけたので屋根の樋の清掃をする」と持ちかけてきたので了承したところ、業者が屋根をデジカメで撮影し、「修理の必要がある」と言ってきました。

結局、60万円を超える高額な屋根工事の契約をしてしまい、困っているとの相談がありました。

他にも「電線工事をしていて、屋根のトタンがめくれているのが見えた」と言って、屋根工事の勧誘をしてきたケースもあります。

業者の説明が事実でない場合もありますので、その場では契約をせず、必要な工事かどうか、家族や見守りの人に相談しましょう。

工事を頼む時は、複数の事業者から見積りを取るようしてください。

なお、訪問販売の場合、工事が終わっていてもクーリング・オフができる場合がありますので、あきらめずに、大阪市消費者センターにご相談ください。

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

・消費生活相談専用電話：6614-0999

（大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

・メール相談：大阪市消費者センターホームページから

「[メール相談](#)」にアクセス

・面談：大阪市消費者センター（※予約不要）

その他の面談場所（※要予約 6614-0999）

・天王寺サービスカウンター

・市民相談室（市役所1階）

◆地域講座をご利用ください。

約10名以上集まれば、無料でどこでも出張します。

地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員協議会、介護サービス事業所・町会等の会合で1時間程度の研修はいかがですか？

[地域講座についてのお問い合わせ](#)は、6614-7522
へお願いします。



メインキャラクター／エルちゃん